住所　仙台市太白区西中田３丁目１番７―105号
　田守廣　昭和27年７月19日生
　金順子　昭和28年２月10日生
住所　北海道亀田郡七飯町本町４丁目９番27号
　耿若翔　平成６年５月16日生
住所　神戸市長田区細田町３丁目５番27号
　任正吉　昭和40年10月27日生
住所　大阪市住之江区浜口西２丁目12番９―1001号
　徐忠彦　昭和38年９月５日生
住所　香川県木田郡三木町大字氷上1355番地１
　何鳳霞　昭和44年12月11日生
住所　東京都八王子市八幡町１番３―1003号
　ヨシマル・カイン・ウィン・ミイン　昭和40年３月31日生
住所　長崎市江里町19番31号
　アイコ・ビューキ　昭和11年８月31日生
住所　山形県村山市大字岩野115番地２
　金香蓮　昭和47年３月23日生
住所　石川県金沢市横川２丁目175番地２
　郭小明　平成元年12月８日生
住所　埼玉県新座市大和田５丁目12番31―204号
　鄒雪巍　平成元年８月６日生
住所　埼玉県入間郡越生町大字上野2616番地
　マルジョ・ガルシア・タカノ　昭和41年９月18日生
住所　埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢７番地７
　張璟淑　昭和42年３月30日生
住所　徳島県板野郡藍住町東中富字直道傍示37番地１
　李松煥　昭和49年２月１日生

○農林水産省告示第四百五十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十二年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年二月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ニューホランド　ＳＬＴＶ　20	210029	日本ニューホランド株式会社
〃	ジョンディア　ＣＧ014	210030	〃
〃	ジョンディア　ＣＧ016	210031	ヤンマー株式会社
〃	ジョンディア　ＣＧ017	210032	〃
〃	ジョンディア　ＣＧ018	210033	〃
〃	〃	210034	〃

住所　愛媛県大洲市若宮660番地２
　韓文夫　昭和29年６月29日生
　金美景　昭和39年９月27日生
　韓敬文　平成３年４月12日生
　韓雅文　平成８年７月２日生
住所　愛媛県今治市別名305番地１
　韓眞理　平成元年７月７日生
住所　栃木県宇都宮市宿郷３丁目19番10号
　張愛雲　昭和47年11月19日生
住所　静岡市葵区川合３丁目19番32号
　マリオ・オメガ・マリアーノ　平成10年２月３日生
住所　横浜市西区北軽井沢１番地23
　楊暁　昭和51年２月27日生
住所　横浜市神奈川区青木町４番地15
　関雷　昭和54年７月28日生
　裴蕾　昭和54年９月１日生
住所　横浜市中区伊勢佐木町５丁目129番地６
　唐捷　昭和47年２月４日生
住所　川崎市幸区幸町３丁目547番地１
　金玉蘭　昭和45年11月20日生
住所　東京都府中市本町４丁目12番地21
　田原　昭和55年３月１日生
住所　神戸市垂水区名谷町字賀市3404番地20
　黄琅鐘　昭和56年７月18日生
住所　兵庫県芦屋市朝日ケ丘町３番５―410号
　韓洋子　昭和30年４月４日生
住所　浜松市南区三島町45番地３
　パウロ・ユキオ・ササキ　昭和44年12月26日生
　ジュンコ・マルガリーダ・ジンダウ・ササキ　昭和43年１月４日生
　カズキ・ササキ　平成17年３月22日生

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○経済産業省告示第二十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十六条の規定に基づき、業務の全部を廃止する届出があったので、同法第五十条第一号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十三年二月二十三日

経済産業大臣　海江田万里

登録調査機関の名称	登録調査機関の住所	廃止する業務の範囲	廃止する年月日
株式会社ファイナルゲート	大阪府大阪市北区西天満６―３―17みなと梅田ビル９階	全ての登録調査機関の業務	平成二十三年１月二十七日

○国土交通省告示第百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久米川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県大洲市平野町平地

四八七九番一　一号
乙六六〇番三　二号及び三号
四八九三番　四号
五三一一番一　五号
五三〇九番　六号
五二二八番　七号及び八号
五一八四番　九号
五一七五番　十号
五一六〇番　十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中須賀川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県西予市三瓶町有太刀

奥の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県南宇和郡愛南町中浦

字ナカオ

五九六番
五九八番及び五九九番
六〇四番一及び六〇四番二
六〇五番から六〇八番
六〇九番一
六一一番
字キショウダ
六一九番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西予市三瓶町有太刀

字オク

六三〇番　一号
六三三番　七号
六三二番　八号
字キショウダ
六一一番　二号
六一五番　三号及び四号
六一二番二　六号
六〇四番一　五号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県南宇和郡愛南町中浦

一〇四四番一及び一〇四四番二
一〇四六番から一〇五四番まで
一〇五五番二
一〇六三番から一〇六五番まで
一〇六六番一及び一〇六六番二
一〇六七番から一〇六九番まで
一〇七一番一及び一〇七一番二
一〇八〇番一及び一〇八〇番二
一〇八一番二
一〇八二番から一〇八九番まで
一〇九三番
一〇九五番及び一〇九六番
一一一〇番一及び一一一〇番二
一一一一番及び一一一二番
一一三八番及び一一三九番